

監事監査チェックリスト（事業報告等）

監査実施日	
監査実施者	
監査実施者	

1 法人運営

	確認事項	確認方法等	適	否	該当なし	確認書類
定 款	定款は、法令に従い、必要的記載事項がすべて記載されているか。	必要的記載事項が記載されているか。 （必要的記載事項） ①目的(1号) ②名称(2号) ③社会福祉事業の種類(第3号) ④事務所の所在地(第4号) ⑤評議員及び評議員会に関する事項(第5号) ⑥役員（理事、監事）の定数その他役員に関する事項(第6号) ⑦理事会に関する事項(第7号) ⑧会計監査人に関する事項（設置する場合）(第8号) ⑨資産に関する事項(第9号) ⑩会計に関する事項(第10号) ⑪公益事業の種類（行う場合）(第11号) ⑫収益事業の種類（行う場合）(第12号) ⑬解散に関する事項(第13号) ⑭定款の変更に関する事項(第14号) ⑮公告の方法(第15号)				・ 定款
	目的事業・純資産が実態と合致しているか。	法人登記簿謄本、財産目録の差引純財産及び貸借対照表の純資産の部の合計との照合				・ 法人登記簿謄本 ・ 財産目録 ・ 貸借対照表
	定款変更は、定款に定める所定の手続きを経て行われているか。	定款を変更議題を決議した評議員会議事録の確認				・ 評議員会議事録
	定款の備置き・インターネットを利用して公表しているか。	定款を事務所に備え置いているか。 インターネット（フムネット、法人ホームページ等）を利用して公表しているか。 公表している定款は、直近のものであるか。				・ 定款 ・ ホームページ ・ フムネット ・ 定款 ・ 変更届（定款変更分）
評 議 員	法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。	定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。				・ 選任・解任委員会議事録 ・ 履歴書
	評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。	欠格事由に該当する者、各評議員又は各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。				・ 選任・解任委員会議事録 ・ 履歴書 ・ 履歴書 ・ 誓約書
	評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。	定款の定める員数と在任する員数が一致しており、欠員がないか。				・ 選任・解任委員会議事録 ・ 評議員名簿の確認

確認事項		確認方法等	適	否	該当なし	確認書類
評議員会	招集が適正に行われているか。	評議員会の招集に関する書類（理事会の議事録、招集通知）の確認				・理事会議事録 ・招集通知
	決議が適正に行われているか。	決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。				・評議員会議事録
		特別決議は必要数の賛成をもって行われているか				・評議員会議事録
		決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか				・評議員会議事録
	評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。	議事録を作成し、必要な事項が記載されているか。 〔必要な記載事項〕 ①開催年月日・時間 ②開催場所 ③議事の経過の要領・結果 ④利害関係のある評議員等の氏名 ⑤議案に関する意見又は発言内容の概要 ⑥出席した評議員、理事、監事等の氏名 ⑦議長の氏名（議長を置いたとき） ⑧議事録の作成に係る職務を行った者の氏名				・評議員会議事録
評議員会への欠席が続く評議員はいないか。	2回以上連続で欠席していないか。				・評議員会議事録	
役員	理事、監事の選任は、評議員会の有効な決議により行われているか。	評議員会の決議により選任又は解任されているか。				・評議員会議事録
	理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。	欠格事由を有する者が選任されていないか。				・履歴書 ・誓約書
		暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。				・履歴書 ・誓約書
		各理事と特殊の関係がある者が上限（理事総数の3分の1（上限は当該理事を含めずに3人））を超えて含まれていないか。				・履歴書 ・特殊関係等確認票
	理事として含まれていない者が選任されているか。	「社会福祉事業の経営に識見を有する者」、「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」及び施設を設置している場合、「施設の管理者」が最低一人は選任されているか。				・役員名簿
	監事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。	欠格事由を有する者が選任されていないか。				・履歴書 ・誓約書
		暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。				・履歴書 ・誓約書
各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。					・履歴書 ・特殊関係等確認票	
監事として含まれていない者が選任されているか。	「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」が含まれているか				・履歴書 ・役員名簿	
理事、監事の数法令、定款で定める員数が選任されているか。	定款の定める員数と在任する員数が一致しており、欠員がないか。				・定款 ・役員名簿	

確認事項		確認方法等	適	否	該当なし	確認書類
理事会	法令及び定款の定めに従って開催されているか。	理事、監事に対して、期限までに招集の通知をしているか ※期限 理事会の日の1週間前（これを下回る期間を定款で定めた場合はその期間）				・招集通知
		招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。				・同意書
	理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。				・議事録
		決議が必要な事項について、決議が行われているか。				・議事録
		決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。				・議事録
		借入（多額の借財に限る。する際は、事前に理事会の決議を行っているか。 ※専決規程等がなく、理事長等に多額ではない借入の権限が委任されていない場合は、全ての借財				・借入金に関する書類（明細、借入金契約書） ・理事に委任する事項を定める規程等
	理事への権限の委任は適切に行われているか。	理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。 （理事に委任ができない事項） 法第45条の13第4項各号 ①重要な財産の処分及び譲受け ②多額の借財 ③重要な役割を担う職員の選任及び解任 ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ⑤内部管理体制の整備 ⑥役員等の損害賠償責任の一部免除				・理事に委任する事項を定める規程等
	理事会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。	〔必要な記載事項〕 ①開催年月日、時間 ②開催場所 ③議事の経過の要領、結果 ④利害関係のある理事の氏名 ⑤理事長が議事録署名人の場合は、出席した理事等の氏名 ⑥議長の名（議長を置いたとき） ⑦その他（規則第2条の17第3項第2号に規定する内容） ⑧その他（規則第2条の17第3項第5号に規定する内容）				・議事録
		（開催を省略した場合） ①決議、報告を省略した事項の内容 ②決議を省略した事項の提案をした者の氏名（※報告は不要） ③決議、報告があったものとみなされた日 ④議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名				・議事録
	理事会への欠席が続く役員（理事、監事）はいないか。	2回以上連続で欠席していないか。				・議事録

確認事項		確認方法等	適	否	該当なし	確認書類
理事会	理事長及び務執行理事(選任されている場合)は、理事会において法令又は定款の定めにより職務執行に関する報告を行っているか。	3カ月に1回以上。ただし、定款で「年度2回以上(4カ月を超える間隔をあける。)」としてもよい。				・議事録
評議員、理事及び監事の報酬	評議員の報酬等の額が定款で定められているか。	—				・定款
	理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。	—				・定款 ・評議員会議事録
	監事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。	—				・定款 ・評議員会議事録
	理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。	—				・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準 ・評議員会の議事録
	評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。	—				・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準 ・報酬等の支払いが確認できる書類
	役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。	—				・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準 ・報酬等の支払いが確認できる書類
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準をインターネットの利用により公表しているか。	—				・法人ホームページ ・ワムネット
	理事等に支払われた報酬等の額は、定款等で定められた額を超えていないか。	—				・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準 ・報酬等の支払いが確認できる書類
	理事等に支払われた報酬等の額は、報酬等の支給基準に根拠があるか。	—				・ワムネットの現況報告書

2 事業

確認事項		確認方法等	適	否	該当なし	確認書類
事業一般	定款に規定している事業を実施しているか。	—				<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・事業報告書
	定款に規定していない事業を実施していないか。	—				
社会福祉事業	社会福祉事業の事業規模が法人の全事業の50%を上回っているか。	—				<ul style="list-style-type: none"> ・計算書類 ・附属明細書 ・事業活動内訳表
	社会福祉事業の収入を認められない用途に充てていないか。	—				
	社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。	—				<ul style="list-style-type: none"> ・財産目録 ・貸借対照表 ・登記簿謄本
公益事業	事業は、社会福祉との関連性を有し、公益性があるか。	—				<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書
	公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。	※所轄庁が認める場合を除く				<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動内訳表
	公益事業に欠損金がある場合、当該事業の経営の改善のための検討を行っているか。	—				<ul style="list-style-type: none"> ・理事会議事録
収益事業	収益事業の収益が社会福祉事業等以外に充てられていないか。	—				<ul style="list-style-type: none"> ・計算書類 ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
	収益事業の収益がなく、その収益を社会福祉事業等に充てられない場合、当該収益事業の経営改善のための組織的な検討を行っているか。	—				
	収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか	※所轄庁が特別な事情があると認める場合を除く				<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動内訳表
	収益事業の内容は、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものでないか。	—				<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書
	当該事業を行うことにより、法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれはないか。	—				<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書

3 管理

確認事項		確認方法等	適	否	該当なし	確認書類
人事管理	「重要な役割を担う職員」として定められている職員の任免は、理事会の決議を経ているか。	※重要な役割を担う職員とは、施設長、園長など				<ul style="list-style-type: none"> ・理事会議事録 ・理事長専決規程
	職員の任免が法人の規程等に定める手続により行われているか。	—				
資産管理	基本財産	社会福祉施設の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に規定されているか。				・定款
		基本財産である不動産の登記は適正になされているか。				・登記簿
		国又は地方公共団体の所有する不動産を社会福祉事業に供している場合、その使用許可を受けているか。				・使用許可
		社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から賃借している場合、地上権又は賃借権の登記が適正になされているか。（関係通知で免除規定があるものを除く。）				・登記簿
		基本財産の処分等について、定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けているか。				<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿 ・理事会議事録 ・評議員会議事録
		社会福祉事業の用に供する不動産以外の基本財産の管理運用が安全、確実な方法で行われているか。 ※次のような財産又は方法で管理運用することは適当ではない。（審査基準第2の3の（1）） ア 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨債権券等） イ 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等） ウ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産） エ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）				<ul style="list-style-type: none"> ・財産目録 ・貸借対照表
基本財産以外の財産	元本が確実に回収できるもの以外で管理運用する場合は、理事会で管理運用の基準、手続きを定めるなど管理運用体制を整備しているか。				<ul style="list-style-type: none"> ・運用管理に関する規程 ・理事会議事録 ・計算関係書類 	
	（基本財産以外の財産が大きく毀損した場合）、法人において管理運用体制を整備しているか。また、管理運用に関する規程を遵守しているか。					
	社会福祉事業の存続要件となる財産について、法人において管理運用体制を整備しているか。また、管理運用に関する規程を遵守しているか。					

確認事項		確認方法等	適	否	該当なし	確認書類
資産管理	株式保有	保有が認められない株式を保有していないか。 ※保有が認められる株式（審査基準第2の3の(2)、審査要領第2の(8)、(10)） ア 当該営利企業の全株式の2分の1以下 イ 上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるもの ウ 基本財産として寄附された場合 エ 未公開株のうち「社会福祉に関する調査研究を行う企業」など特定の要件を満たすもの				・ 貸借対照表 ・ 財産目録 ・ 株式の保有及び取引の状況を確認できる書類
		株式保有を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、当該営利企業の概要を記載した書類を所轄庁に提出しているか。				・ 貸借対照表 ・ 財産目録
	不動産の借用	基本財産以外の不動産を国又は地方公共団体から借用している場合、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。				・ 使用許可
		社会福祉事業の用に供する不動産（基本財産以外）を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合、利用権を設定し、かつ、登記しているか。（関係通知で免除規定があるものを除く。）				・ 登記簿
その他	特別の利益供与の禁止	法人の関係者に対して、特別の利益を与えていないか。 【特別の利益を与えてはいけない「法人の関係者」の範囲（令第13条の2）】 ① 法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員 ② ①の配偶者又は三親等内の親族 ③ ①②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者 ⑤ 当該法人の設立者が法人の場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者と省令で定める者 【特別な利益供与の例】 ① 法人の関係者からの不当に高い価格での物品購入や賃借 ② 法人の関係者に対する不当に低い価格又は無償による譲渡や賃借 ③ 役員等報酬基準や給与規程に基づかない役員報酬や給与の支給				・ 計算書類 ・ 証憑 ・ 経理規程、給与規程等

確認事項		確認方法等	適	否	該当なし	確認書類
	社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定結果を所轄庁に会計年度終了後、3か月以内に届け出ているか。				・社会福祉充実残額算定シート ・現況報告書
		社会福祉充実残額がある場合、社会福祉充実計画を作成し、所轄庁の承認を得ているか。				・社会福祉充実計画 ・事業計画書 ・予算書
		社会福祉充実計画において実施することとされている事業が実施されているか。				
その他	情報の公表	<p>必要な事項をインターネット（法人ホームページ等）の利用により公表しているか。 なお、公表していない場合、法人ホームページ等により公表できないやむを得ない事情があるか。</p> <p>（公表の状況）</p> <p>①定款 ②役員報酬等基準 ③計算書類 ④役員等名簿 ⑤現況報告書</p>				ホームページ画面 ワムネット画面
その他	その他	<p>登記事項の変更が行われているか。（変更登記の手続きを行っているか。） ○登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしているか。</p> <p>①目的・事業 ②名称 ③事務所の所在地 ④代表者（理事長の変更（再任を含む）） ○資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしているか。 ※毎年6月末日までに変更登記が必要</p>				登記簿謄本